

令和8年3月2日

陳 情 文 書 表

総務政策常任委員会

總務局關係陳情

陳情番号	54	付議年月日	6 . 1 2 . 3
件名	「再審法改正を求める意見書」採択について陳情		
付議委員会	陳 情 者		
総務政策常任委員会	横浜市中区日本大通9番地 神奈川県弁護士会 会長 岩 田 武 司		
<p>【陳情の趣旨】</p> <p>「再審法改正を求める意見書」を採択し、関係行政機関へ提出してください。</p> <p>【陳情の理由】</p> <p>やってもいない犯罪で有罪とされる「えん罪」は、犯人とされた方やご家族の人生を破壊し、時には生命さえ奪いかねない最大の人権侵害です。このようなえん罪被害者を救済するための制度が「再審」であり、その手続を定めた法律のことを「再審法」と呼んでいます。具体的には、刑事訴訟法第四編「再審」がこれに当たります。</p> <p>しかし、現行法には、再審請求手続の審理のあり方に関する規定はほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている状況にあります。このように、「再審のルール」が存在しないことから、えん罪被害の救済に向けて充実した審理を行う裁判所がある一方で、職権行使に消極的な裁判所もあるなど、事件を担当する裁判官によって再審請求手続の審理のあり方に大きなばらつきが生じています。</p> <p>その中でも、とりわけ大きな問題となっているのが証拠開示の問題です。過去の多くの事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになって、それがえん罪被害を救済するための大きな原動力となっています。</p> <p>しかし、現行法では、そのような証拠を提出させる（開示させる）ことを定めた明文の規定がなく、この点も裁判所の広範な裁量に委ねられています。</p> <p>その結果、請求人（元被告人）の無実を示す証拠が裁判所に提出されず、えん罪被害が救済されないことも起こり得ます。しかも、いったん裁判所が再審開始決定を行っても、検察官がこれに不服申立てを行う場合があり、えん罪被害者の速やかな救済が遅れる原因となっています。</p> <p>現在の再審制度は、裁判のやり直しをするか否かを審理・決定する再審請求手続と、やり直しの裁判で改めて有罪・無罪を判断する再審公判の二段階の手続となっています。つまり、再審請求手続というのは、裁判のやり直しをするか否かを決定する前さばきの場にすぎません。</p> <p>したがって、再審請求手続において再審開始決定が出た場合には、速やかに再審公判の手続に移行し、公開の法廷において、改めて有罪・無罪の判断を行う審理をすべきであって、再審開始決定それ自体に対する不服申立ては法改正によって制限されるべきであると考えます。</p> <p>再審請求を行った方の中には、結果を知ることなく亡くなった方もいますし、相当の高齢となる方もいます。このように、えん罪被害を申し出た方の救済には、気が遠くなるほどの時間がか</p>			

かっているのが実情です。2024年9月26日には、静岡地方裁判所において、いわゆる袴田事件の再審公判手続において無罪の判決が出され、その後確定したことについては、記憶に新しいところですが、事件発生から58年目のことであり、その間袴田さんは死刑囚として扱われました。また、同年10月23日には名古屋高等裁判所金沢支部において、いわゆる「福井女子中学生殺人事件」第2次再審請求事件について、再審開始決定が出されましたが、こちらも事件発生から38年が経過しています。

日本弁護士連合会は、2019年（令和元年）10月4日に開催された人権擁護大会において、再審請求手続における全面的な証拠開示の制度化と、再審開始決定に対する検察官の不服申立て禁止を含む再審法の改正を求める決議を全会一致で採択しました。

そして、2024年（令和6年）3月11日には、与野党134名の国会議員の参加を得て、超党派で「えん罪被害者のための再審法改正を実現する議員連盟」が結成され、参加議員の数も日々増えている状況です。このように、再審法改正の問題が国会議員にも喫緊の政治的課題として認識され、再審法改正に向けた機運は高まりつつあります。しかし、法務省は、今なお再審法改正に消極的な姿勢を崩していません。したがって、再審法改正を実現するためには、何よりも世論の後押しが必要です。

全国の地方議会で再審法改正を求める意見書を採択していただくことは、広範な世論を形成する上で大きな意義があり、2024年（令和6年）10月の時点で、すでに420を超える地方議会で再審法改正を求める意見書が採択されています。しかし、再審法改正に向けた流れをより確実なものとするためには、さらに多くの地方議会で同様の意見書を採択していただきたいと考えています。

そこで、貴議会におきましても、同趣旨の意見書を採択していただきたく、お願い申し上げます。

多数の議会において意見書を採択していただき、多くの意見書を政府・国会に届けることで法改正につなげることができるものと考えております。ぜひとも御協力いただきますようお願い申し上げます。

陳情番号	97	付議年月日	8. 2. 24
件名	神奈川県行政不作為行為についての陳情		
付議委員会	陳情者		
総務政策常任委員会	藤沢市本藤沢二丁目7-32 秦泉寺 晟		
1. 陳情の要旨			
<p>(1) 神奈川県行政運営に於いて、管理機能不在の行政運営がなされており行政機能崩壊状態となっている。その結果県民が被害を被っており、被害救済もなされないまま放置状態である。そこで、県庁内各機関の担当部署が定められた通り適正な業務を行っているか否か、行政運営を管理する部門を造って頂きたい。</p> <p>(2) 神奈川県福祉子どもみらい局障害福祉課は、総合療育相談センターの不適正業務対処を是正指導しないため、上記(1)の部門が、是正指導していただきたい。</p> <p>是正対処要求を県の総務局行政管理課に要求しても“自部門はそのような役割を担っていない”と拒否され管理機能不在の行政運営がなされている。行政庁内で業務担当部署の管理も出来ない体制での行政運営は他の地方自治体ではあり得ないことなので、議会として審議の上適正な行政運営ができるよう行政機関に対し是正対処要求をして頂きたい。</p>			
2. 陳情の理由			
<p>神奈川県行政機関として、夫々の業務担当部署において定められた通りの業務運営が適正になされているか否かを管理・監督する機能が不在のため、夫々の業務担当部署は不適切な業務運営を行っても、どこからも是正指導や処分の措置を受けることが無いため、行政不作為行為の業務推進状態が続いている。その結果、県民は被害を受けたまま放置され権利を剥奪されたままの状態が続いている。</p> <p>具体的事例を述べますと、難病を発症し藤沢市立藤沢市民病院の整形外科で診療を受けたが、担当医が発症疾病に付き専門的知見がないまま不適切な診療対応がなされ病状が悪化し、最終的には身体障害者とされてしまった。そこで日常生活に支障があるため“身体障害者手帳”交付申請を行ったが、交付された身体障害者手帳に記載された“障害名・障害等級”共、私の実態とは全くかけ離れた内容が記載されていた。この障害者手帳を保有していても私の障害状態に見合った支援は何一つ受けることが出来ず、手帳交付を行った“総合療育相談センター”(神奈川県障害者福祉行政機関のひとつ)に問い合わせたところ「再交付申請をするように」とのことで、提案に従いその後再交付申請を数回繰り返したものの、その都度申請書類一式が意味不明な理由書添付で送り返されてきた。返送される度に添付する医師の診断書を作成してくれた障害者福祉法15条指定医に理由書を含め提示したところ、「総合療育相談センターの審査担当者の審査能力が疑われる」とあきれ返ってまた再申請のための間違っただ審査がなされないよう診断書を作成してくれていた。</p> <p>私自身も納得がゆかないので、総合療育相談センターの障害者手帳交付審査担当部署に直接繰り返し確認し、審査担当者とのコンタクトが取れて“障害名・障害等級が不適切な障害者手帳交付</p>			

の背景や、再交付がいつまでも行われない理由”を確認した。結果は、身体障害者手帳交付審査担当部署の審査担当者に求められる添付された医師の診断書を読解する能力が無いことや、毎日申請されてくる申請書類を確認し手帳交付手続きをする業務をこなせるだけの担当者の頭数が不足している状態での運営がなされていることが判明。適正に業務を遂行する体制でないまま運営がなされていることが確認できたので、手帳交付担当部署の“地域企画課”の課長宛てに不適切な業務運営の実態を伝え、何時まで経っても身体障害者手帳の交付が受けられず県民が被害を被っている故、一刻も早く是正対処願いたいと要求したものの、担当部署の課長は県民からの要求内容の話を遮り「適正な運営を行っています」との主張を繰り返すばかりで話途中で電話を切る！といった不適切な対処がなされた。このように当該組織のマネジメントを適正に行うといった意識も無いマネージャーが任命されそのまま不適切運営管理のまま放置された状態で組織運営がなされていることも適正な業務運営がなされない原因のひとつ。

冒頭に述べたように、神奈川県行政運営は夫々の業務担当部署が定められた通りの業務運営が行われているか否かの管理・監督する機能も無いまま、県民に被害を与えたり権利剥奪したりの状態を放置したまま是正対処する意識も無く、村役場以下の行政運営がなされている。

繰り返しになりますが、行政機関として業務担当部署の行政運営を管理する機能が不在で機能不全のまま運営されている現状の行政側に対し、議会として副都市である神奈川県に見合った行政運営がなされるよう審議・対処願いたく陳情させていただきます。

総務局・議会局
共管陳情

陳情番号	87	付議年月日	7. 12. 1
件名	庁舎内における政党機関紙勧誘に伴う「心理的圧力」の調査結果を踏まえ、議員による勧誘禁止の確認と職員を心理的圧力から保護する為の措置を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
総務政策常任委員会	横浜市旭区四季美台55-6 ハラスメントから職員を守る神奈川県民の会 代表 出井 健三郎		
<p><陳情理由></p> <p>ハラスメントから職員を守る神奈川県民の会（県民の会）は、令和5年から庁舎内における政党機関紙の勧誘が議員から職員へのハラスメントに当たり、政治的な中立性にも疑問があり、神奈川県各市町村に陳情を出して改善を求めてまいりました。神奈川県と16の市町村で陳情が採択され、それをふまえて神奈川県と8の市町でアンケートがおこなわれ、実態が明らかになりました。</p> <p>神奈川県では6月議会で陳情が採択され、今年8月に管理職を対象に調査を実施。4名が心理的な圧力を感じた、うち2名がハラスメントを受けたと感じたと明確に回答しています。勧誘総数は明らかにされていませんが、少なくとも2名の「ハラスメントを受けた職員がいる」ことは議会として重く受け止めるべきです。</p> <p>全国では35の自治体で、管理職員等を対象としたアンケート調査がおこなわれ、政党機関紙勧誘を受けた管理職員の57%（自治体平均値）が「議員から心理的圧力を感じた」と回答しています。</p> <p>議員から職員への政党機関紙勧誘は、勧誘者の意図にかかわらず、「心理的圧力」が伴っていることは明らかであり、同時に、職員が庁舎内で政党機関紙を購読しお金のやりとりまですることは政治的な中立性から見て疑念がいだかれる行為です。</p> <p>問題決着の在り方として、庁舎内では原則勧誘禁止を明確にしたうえで、職員個人の思想信条の自由を担保できる形での救済措置の実施を求めます。</p> <p>具体的な提案です。庁舎内で配達・集金・勧誘を原則中止（禁止）しても、購読希望する職員にとって問題がない社会環境になりました。</p> <p>① 議員による勧誘は庁舎内管理規定で明確に禁止されています。議員からの勧誘は、心理的圧力やハラスメントを生じさせる事が実態調査で確認されていますので、ハラスメント防止の観点から、電話を含め明確に禁止を確認する。</p> <p>② （議員から勧誘されることなく）職員が自発的に購読希望する際は、自身でウェブサイト等から申し込むようにする。現在、しんぶん赤旗日曜版も含め各政党機関紙が電子化されています。また、集金もクレジット決済が可能です。職員は、庁舎内での配達・集金が生じない購読方法を選択することで、庁舎内の政治的中立性への疑念払拭に配慮できる。</p> <p>上記の実例として、群馬県渋川市では、ハラスメントへの懸念から議員から職員への全ての営業</p>			

行為を禁止する事を申しあわせました。また、愛知県あま市や栃木県壬生町では、アンケート調査結果を踏まえて、全職員の政党機関紙契約を一旦白紙にし、自分の意志で購読したい方が再度申し込む方法で対応しました。

こうした先行自治体の取り組みを踏まえ、アンケート結果を真摯に受け止めるとともに、社会全体から行政運営に向けられる厳しい視線を重く認識し、下記の対応についてご検討くださいますようお願いいたします。

<陳情項目>

1. ハラスメント防止及び庁舎管理規則の観点から、庁舎内における議員による政党機関紙の勧誘行為を禁止する旨を、改めて行政と議会で明確に確認し、徹底してください。
2. 心理的圧力を受けた結果、現在も購読を継続している職員への救済措置として、現行の契約を一旦すべて中止し、継続を希望する職員には改めて自発的意思に基づいて申し込む手続きを検討してください。
3. 職員が自発的に購読することは自由です。ただし、庁舎内の政治的中立性に疑念を生じさせないため、配達・集金を伴わない電子版購読、または自宅への配達とする方法に切り替えられるよう努めてください。